

第22号

かがや 消費生活 センターだより



〈平成 29 年 4 月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1246

※予約優先

訪問販売や電話勧誘、インターネットトラブルなど 困った！時に相談できる消費生活センターをご存知ですか？

鎌ヶ谷市消費生活センターでは、平日10時～12時／13時～16時まで、電話と来所の相談を専門の消費生活相談員が受けています。



相 談 事 例

1. インターネット『光コラボ』ってなに？

「インターネット料金が安くなります」と電話があり、今契約している大手電話局の名前を言うので、新しいプランだと思い承知した。

言われるままに大手電話局に連絡し、※何かの番号を取り知らせた。

後で、電話をかけて来たのは大手電話局とは別の事業者で、プロバイダが変わることや思ったより安くないことがわかり解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

しかも元の電話番号は使えないと言うが聞いていない。



★『光コラボ』とは、NTT 東日本・西日本が光回線を他の事業者に卸し、他の事業者が色々なサービスとセットで提供することを言います。(2015年2月より)

①新たな契約になります。

※「転用」番号をNTT 東日本・西日本から取り、新たに別事業者と契約します。

元に戻る際には通常今までの電話番号は使えません。

また、工事費や新たな事業者の解約料が発生することがあります。

②今のプロバイダの解約手続きや解約料が必要になることがあります。

③メールアドレスの変更やオプションが使えなくなることがあります。

契約書を受取って8日以内であれば、「初期契約解除制度」により契約解除できます。

・利用した通信料と工事費・事務手数料(上限あり)は消費者負担です。

・電気通信サービス契約のみ解除でき、同時に契約した端末機器は解除できません。

契約内容をよく確認し、自分にとって必要な契約が慎重に判断しましょう。

詳しくは、消費生活センターに相談してください。



消費生活パネル展開催 ～5月は消費者月間です～

平成29年5月16日(火)～25日(木)

鎌ヶ谷市役所1階 市民ホール(予定)

※詳細は5月1日号の市広報をご覧ください。

2. パソコンの“ウイルス感染偽警告表示”にご注意！

パソコンで検索中に急に警告音が鳴り、「ウイルスが見つかりました。すぐにサポート窓口に電話をしないとデータが流出してパソコンが破壊されます。」と画面に書いてあり、電話番号があったので慌てて電話をした。

片言の日本語を話す外国人から、「直ぐにウイルスを除去できる。3年間38,000円のサポート契約が必要なのでクレジット決済をするように」と言われた。

実際は感染していなかったので、決済を取り消したい。



★偽の警告表示で契約を誘う手口です！

- ・クレジット会社に事情を説明しましょう。
- ・自分でセキュリティソフトを入れ、常に最新のバージョンにしておきましょう。
- ・警告表示が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）を参照してください。

<http://www.ipa.go.jp/files/000050806.pdf>

3. 「お試し」500円のはずが4カ月の定期購入！

インターネットで「健康食品初回お試し500円！」とあったので、申し込んだ。ところが、翌月も届き4,980円の請求書が入っていたので驚いて連絡すると、「4カ月の定期購入が条件と書いてあります。」と言われた。4か月間購入しなければならないのか？



★インターネット通販で購入する時は、定期購入や返品などの条件をよく読みましょう。

- ・定期購入の条件がわかりにくいところに小さな字で書いてあったり、事業者と連絡が取れない場合もあります。
- ・クレジット決済の場合は、クレジット会社に支払留保の書面を出しておきましょう。
- ・申込み画面は保存しましょう！

4. 賃貸アパートの敷金トラブル 原状回復費用はどこまで必要？

転職になり、6年住んだ賃貸アパートを退去することになった。きれいに掃除をしたので、契約時に支払った敷金2ヶ月分は全額戻ると思ったが、ハウスクリーニング代、電気製品の黒ずみによる壁紙の張替え、カギの交換費用など請求された。



★退去時の相談で多いのが、原状回復に関するトラブルです。

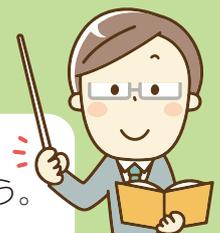
- ・原則として入居時の契約書に従います。
- ・国土交通書の「ガイドライン」では、原状回復とは、入居時の状態に戻すことではなく、入居者の故意・過失・通常範囲を越えた使い方による毀損は入居者負担ですが、壁紙の黒ずみ、畳の日焼けなどの経年変化は賃料に含まれるとされています。
- ・次の人に貸すためのカギの交換費用は家主負担と考えられています。

契約する時に、契約書を確認しましょう。

入居時・退去時には不動産業者立ち会いのもと、写真など記録を残しておきましょう。

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun2.pdf>



何かお困りの時は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください。

TEL : 047-445-1246

月曜日～金曜日 10:00～12:00 / 13:00～16:00
※土日祝日・年末年始・閉庁日は除く